

ニ完ッ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任  
官ノ待遇トス  
巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ  
依ル

附 則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施  
行ス

樺太廳職員特別任用令

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ  
付セラレムコトヲ請フ

明治三十九年十二月二十七日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望印

三十九年十二月廿日  
以下付

勅令第

號

樺太廳職員特別任用令

第一條

樺太支廳長ハ滿五年以上行政

事務ニ從事シ現ニ判任官四級俸以上

ノ官職ニ在ル者ニ限リ文官高等試験

委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコト

ヲ得

第二條

樺太廳警部ノ任用ニ關シテハ

警部消防士任用令ノ規定ヲ準用ス但

シ考試委員考査ノ方法及試験科目ハ

樺太長官之ヲ定ム

第三條 樺太廳通信書記ノ任用ニ關シ  
テハ通信屬ノ任用ニ關スル規定ヲ準  
用ス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施  
行ス

三十九年十二月五日  
以下分

帝國鐵道廳職員特別任用令

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ  
レムコトヲ請フ

明治三十九年十二月四日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望